様式第１号（第４条関係）

うきは市空き家バンク物件登録申込書

　　　年　　月　　日

うきは市長　　様

|  |  |
| --- | --- |
| 売却・賃貸希望者（申込者）　　　　 | 郵便番号（　　　－　　　　）住　　所ふりがな氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞生年月日電　　話携帯電話メールアドレス※申込者が所有者と異なる場合は、下記も記入してください |
| 物件所有者 | 郵便番号（　　　－　　　　）住　所ふりがな氏　名生年月日続　柄電　話 |

うきは市空き家バンク実施要綱第４条第１項の規定に基づき、下記のとおりうきは市空き家バンクの物件登録を申し込みます。

記

１　登録を申し込む物件

　　　別紙のとおり

２　同意事項

私は、次のことに同意します。

（１）空き家バンクに登録する物件情報や所有者情報等の適正確認のため、市長が任命した職員及び認定事業者が調査・関係機関に照会すること。

（２）うきは市空き家バンク認定事業者へ、物件情報や所有者情報を提供すること。

（３）空き家バンクに登録された物件情報のうち、必要な情報を一般に公開すること。

３　注意事項

　私は、次の注意事項に同意します。

（１）申込者と所有者が異なる場合および共有物件の場合は、同意書により全ての所有者の意思を確認します。

（２）相続登記ができない等の理由で、所有者の意思確認ができず売買や賃貸が困難な場合、あるいは法律の規制もしくはその他の理由で売買や賃貸が困難であると判断した場合は、空き家バンクの登録をお断りすることがあります。

（３）暴力団等反社会的勢力は空き家バンクを利用できません(警察に照会します)

（４）物件の賃貸・売却に関する交渉や契約等に関しての仲介はうきは市空き家バンク認定事業者が行います。仲介手数料は担当認定事業者にお支払いください。

（仲介手数料は、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第１項の規定に基づく範囲となります。）

（５）登録期間は最長２年間としますが、申込書等に虚偽・錯誤により事実と異なる報告があったとき等、登録が適当でないと認められたときは、登録を削除します。

（６）うきは市は、物件の賃貸・売却に関する交渉や契約等に関しての仲介行為およびこれらに係る苦情・紛争等については一切これに関与しません。

（７）うきは市は、入居希望者、情報登録者、情報利用者、認定事業者及び第三者の故意若しくは過失によって生じた損害、登録物件の瑕疵によって生じた損害又はうきは市において予見できなかった事由によって生じた損害については、その責を負わないものとします。また、その他の損害については、法令の規定に従い処理します。

（８）うきは市個人情報保護条例（平成17年条例第199号）の趣旨に基づき、個人情報の取り扱いについては、情報利用者と、認定事業者に対する提供のほかは、この事業の目的以外に利用しません。

備考欄（登録申し込みに当たって、お伝えしたいことがあれば、ご記入ください）

|  |
| --- |
|  |